



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 7 月15日（火曜日） 号外 第38号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 37,200円

## 目 次

頁

### 選挙管理委員会告示

○延岡市長選挙における選挙の効力に関する審査  
の申立てについての裁決（2件）…………… 1

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第49号

平成26年 1 月26日執行の延岡市長選挙における選挙の効力に関し、宮崎県延岡市大野町1112番地 1 小田忠良から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成26年 7 月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
裁 決 書

宮崎県延岡市大野町1112番地 1  
審査申立人 小 田 忠 良

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成26年 3 月18日に提起された平成26年 1 月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、宮崎県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨

申立人は、平成26年 2 月 7 日に延岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、本件選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、平成26年 3 月 3 日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを市委員会に対する異議申出書、当委員会に対する審査申立書等の主張から要約すれば、次のとおりである。

1 現職の市長であり、本件選挙の候補者である首藤正治（以下「首藤候補」という。）の決起大会において、現職の市議会議員（以下「現職市議」という。）が、首藤候補のトレードマークのジャンパーを着用して受付場所に立っていた。また、首藤候補の出陣式において、現職市議がウグイス嬢として紹介されたり、複数の現職市議が氣勢を上げたりしていた。その他にも、現職市議が首藤候補の支援の輪に加わっていた。

これらの行動は、延岡市議会基本条例（平成25年延岡市条例第26号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び第 8 条第 1 項の規定に違反するものであり、公職選挙法（昭和25年法律第 100号。以下「法」という。）の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものである。

2 現職市議がウグイス嬢として選挙運動を行っていたが、現職市議は特別職の地方公務員であることから、その地位を利用した選挙運動はできないのであって、当該行為は、法第 136 条の 2 第 1 項の規定に違反し、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものである。

なお、市議会議員は、選挙で当選し、議員となったときからその地位利用が始まるのであって、現職市議が選挙運動を行えば、法第 136 条の 2 の規定により禁止されている地位を利用した選挙運動となる。

3 首藤候補が現職市議を利用して、上記 1 又は 2 の行為をさせたこと（以下「首藤候補による現職市議の利用行為」という。）は、法第 1 条の規定に違反し、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものである。また、市委員会は、首藤候補による現職市議の利用行為に関し、本人や関係者に対する事実関係の聞き取り調査や確認作業などを怠っている。

4 申立人は、首藤候補の後援会顧問から呼び出され、「市長選挙に出るな」との選挙妨害を受けたが、当該行為は、首藤候補と密接な関係がある後援会顧問らによるものであるから、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものである。また、市委員会は、当該選挙妨害に関し、上記 3 と同様、聞き取り調査や確認作業などを怠っている。

5 違法行為を取り締まるべき地位にないという市委員会から、本件選挙の選挙運動期間中に、文書図画の使用等に関する取締りや指摘を受けた。これらは法第 225 条第 2 号及び第 226 条第 1 項の規定に抵触する選挙妨害である。

6 首藤候補の決起集会に関し、事前運動となる違法な文書により参加依頼が行われたことを市委員会に通報したが、市委員会は当該集会を止めさせなかった。一方で、申立人のピラ頒布等については厳しい姿勢を示しており、このことは不公平な差別である。また、当該文書は虚偽記載文書であり、すどう正治後援会は虚偽事項公表罪という選挙違反を犯している。このことに何も対応しないのは、市委員会の不作為である。

### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書の提出を数次にわたり受けた上で慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

およそ選挙が無効とされるのは、法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、判例により、「

主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」（最高裁判所昭和61年2月18日第三小法廷判決。以下「昭和61年判決」という。）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、同じく判例により、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（最高裁判所昭和29年9月24日第二小法廷判決）とされている。

当委員会は、主として以上の観点から、本件選挙が法第205条第1項の無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

#### 1 申立ての理由1について

申立人は、現職市議の行動が条例に違反し、選挙の自由公正の原則を著しく阻害する旨主張する。しかしながら、選挙無効の要件たる「選挙の規定に違反すること」とは、選挙管理機関が行う選挙の「管理執行の手續」に関する違法を指すものであり、仮に、当該現職市議の行動が条例に違反するとしても、選挙管理機関が行う「管理執行の手續」に関する違法とは言えないから、「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

#### 2 申立ての理由2について

申立人は、現職市議がウグイス嬢として選挙運動を行ったことが法第136条の2の規定に違反し、選挙の自由公正の原則を著しく阻害する旨主張する。しかしながら、仮に、当該現職市議の行為が同条の規定に違反するとしても、選挙管理機関が行う「管理執行の手續」に関する違法とは言えないから、選挙無効の要件たる「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

#### 3 申立ての理由3について

申立人は、首藤候補による現職市議の利用行為が法第1条の規定に違反し、選挙の自由公正の原則を著しく阻害する旨主張する。しかしながら、仮に、当該首藤候補の行為が同条の規定に違反するとしても、選挙管理機関が行う「管理執行の手續」に関する違法とは言えないから、選挙無効の要件たる「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

また、申立人は、首藤候補による現職市議の利用行為に関し、市委員会が聞き取り調査や確認作業を怠っている旨主張するが、「選挙管理委員会はもともと選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違法行為を取り締まるべき地位にはない」（東京高等裁判所昭和50年2月26日判決）のであるから、申立人の主張には理由がない。

#### 4 申立ての理由4について

申立人は、首藤候補の後援会顧問らの行為が選挙妨害であり、選挙の自由公正の原則を著しく阻害する旨主張する。しかしながら、仮に、当該後援会顧問らの行為が選挙妨害に当たるとしても、選挙管理機関が行う「管理執行の手續」に関する違法とは言えないから、選挙無効の要件たる「選挙の規定に違反すること」に

は当たらない。

また、首藤候補の後援会顧問らの行為に関し、市委員会が聞き取り調査や確認作業を怠っている旨の主張については、上記3第2段落と同趣旨により理由がない。

#### 5 申立ての理由5について

申立人は、市委員会の行った文書図画の使用等に関する取締りや指摘が、法第225条第2号及び法第226条第1項の規定に抵触し、選挙妨害である旨主張する。しかしながら、市委員会の行った当該行為は、違法の可能性がある文書図画の使用等に対する指導であり、捜査機関が行う取締り行為等とは区別されるべきものであって、権限の範囲内で行った正当な行為と認められる。したがって、選挙妨害には当たらない。

#### 6 申立ての理由6について

申立人は、首藤候補の決起集会に対する市委員会の対応と申立人のビラ頒布等に対する対応を取り上げ、不公平で差別的な取扱いが行われている旨主張する。しかしながら、申立人ののぼり旗やビラ等については、掲示やポスティング等という明白な事実の認定により指導が行えるものであるのに対し、首藤候補の決起集会への参加依頼文書については、捜査機関による捜査等の中で、証拠等に基づき、配布数量や具体的な配布先、配布の意図、その他様々な事実に関する認定を行う必要がある。したがって、捜査権限を持たない市委員会は、申立人が示した事実のみでは、指導を行えなかったものであり、取扱いに不公平や差別があったとは言えない。

また、申立人は、すどう正治後援会が虚偽事項公表罪という選挙違反を犯していると主張するが、仮に、当該後援会の行為が虚偽事項公表罪に当たるとしても、選挙管理機関が行う「管理執行の手續」に関する違法とは言えないから、選挙無効の要件たる「選挙の規定に違反すること」には当たらない。加えて、上記3第2段落で述べたとおり、選挙管理委員会は違法行為を取り締まるべき地位にはないので、市委員会の対応に不作為があったとは言えない。

なお、選挙の取締りないし罰則規定違反の行為であっても、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」（昭和61年判決）が、申立人が主張する事実によって、上記のような事態が生じたとは到底考えられない。

以上のとおり、申立人の主張は、いずれも法第205条第1項に規定する選挙無効の要件たる「選挙の規定に違反すること」には該当せず、同項の「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」か否かにつき論ずるまでもなく、本件選挙は無効とされるべきものではない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成26年7月15日

宮崎県選挙管理委員会  
委員長 後藤 仁俊

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第50号

平成26年1月26日執行の延岡市長選挙における選挙の効力に関し、宮崎県延岡市北川町長井4940番地2岩崎信から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成26年7月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁俊  
裁 決 書

宮崎県延岡市北川町長井4940番地 2

審査申立人 岩 崎 信

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成26年3月25日に提起された平成26年1月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、宮崎県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨

申立人は、平成26年2月10日に延岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、本件選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、平成26年3月3日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを市委員会に対する異議申出書、当委員会に対する審査申立書等の主張から要約すれば、次のとおりである。

- 1 市委員会は、申立人に対し、ポスターの掲示に関する便宜供与を怠り、ポスター掲示場の設置場所を表示した詳細な図面を交付しなかった。また、ポスター貼付けの請負のあっせんも行わなかった。そのため、候補者間に著しい不公平状態が生じたにもかかわらず、市委員会は、これを解消するための対応を何も行わなかった。これらは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2並びに憲法第13条、第14条、第21条及び第31条に違反する。
- 2 公営施設である北方文化センターを個人演説会の会場として使用するための申請を行ったところ、市委員会から使用できない旨の通知があった。これに抗議したところ、結果的に使用できることとなったが、個人演説会の開催権を奪う目的の不利益供与行為であったことは明白である。また、使用不可との回答方法が、公職選挙法等執行規程（昭和30年延岡市選挙管理委員会規程第1号。以下「執行規程」という。）第7条に規定する書面によるものでなかったことは、同条に違反する。
- 3 選挙運動用ピラを新聞折込みにより配布しようとしたところ、市委員会から当該ピラへの証紙貼付けを要求された。16,000枚もの選挙運動用ピラに証紙の貼付けをさせることは、非人道的であり、信義則違反、公序良俗違反並びに憲法第13条及び第14条並びに民法第1条違反である。また、表現の自由の事前抑制、検閲であり、憲法第21条違反である。加えて、市委員会がピラへの証紙貼付けについて何ら便宜供与をしなかったことは、憲法第21条違反であり、参政権の侵害、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際規約」という。）第25条の侵害である。
- 4 告示日から投票日までが7日間というのは不当に短い選挙期間である。公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第33条第5項第4号では、選挙の期日は、「少なくとも7日前」に告示しなければならない旨規定されているが、これは、やむを得ない事情がある場合のみ7日前ということであり、特別な理由がなければ20日以上選挙期間をとる必要があるものと解される。市委員会が特別な理由なく7日間しか選挙期間をとらなかったことは、同号違反であり、自由で公正な選挙の執行を阻害した。
- 5 市委員会発行の選挙公報において、余白の方が候補者の政見等掲載枠よりも大きいのは、延岡市選挙公報の発行に関する条例（

平成18年延岡市条例第109号。以下「公報条例」という。）第2条、延岡市選挙公報の発行に関する規程（平成19年延岡市選挙管理委員会告示第64号。以下「公報規程」という。）第9条第3項及び国際規約第25条違反である。また、当該選挙公報の規格及び様式を決定したとされる選挙管理委員会の議事録には、その旨の記載がないので、公報規程第9条第1項に違反する選挙管理執行であった。

- 6 選挙の公正さを選挙終了後に検証可能な状態にするために、できる限り詳細な集計記録を残すことは、選挙管理委員会の義務であるにもかかわらず、市委員会が記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことは、選挙の適正手続及び国際規約第25条違反であり、選挙の自由公正の原則を阻害する管理執行である。
- 7 憲法違反の選挙制度に基づいて施行された本件選挙は、適正手続を欠き、選挙の自由公正を阻害した。
  - (1) 延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年延岡市条例第26号）第2条、第6条及び第9条は、憲法第14条、第15条第3項及び第21条並びに国際規約第25条に違反する。選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ピラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の費用を公費負担とするか否かを、候補者の得票数によって差別しており、候補者間の公平な競争を阻害するものである。
  - (2) 法第86条の4の規定により、立候補の届出期間が告示日当日のみに限られているのは、不当な立候補制限であり、憲法第14条、第15条第3項及び第21条並びに国際規約第25条違反である。
  - (3) 法第13章の選挙運動の規制は、全体として表現の自由、参政権の侵害であり、国際規約第19条及び第25条、憲法第13条並びに世界人権宣言第1条違反である。
 

法第129条、第131条、第137条の2、第137条の3、第138条、第142条、第142条の3、第142条の4、第142条の6、第143条、第148条第3項、第164条の3、第243条及び第244条の規定は、いずれも憲法や国際規約等に違反する。
  - (4) 法第9条第2項において、選挙権を20歳以上の者のみに制限することは、憲法第13条、第14条及び第15条第3項並びに子どもの権利条約第12条及び第13条に違反する。また、法第10条第6項において、被選挙権を年齢満25年以上の者のみに制限することは、憲法第14条及び第15条第3項並びに国際規約第25条b項に違反する。
  - (5) 市長選挙に立候補する条件として、供託金100万円を要求する法第92条の規定は、憲法第13条、第14条、第15条、第21条、第22条及び第43条、国際規約第25条及び第26条並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する。
- 8 平成26年2月11日に市委員会に対して、本件選挙に関する文書の情報公開を求めたが、速やかに開示がなされなかったことは、信義則違反であり、憲法第31条並びに法第1条、第6条及び第192条第4項違反である。
- 9 延岡市に住民登録されており、選挙人名簿にも登録されているにもかかわらず、20歳以上の学生の不在者投票及び期日前投票が拒否されており、憲法第15条第2項、法第9条第2項及び国際規約第25条違反である。若年者の投票率を低下させる選挙の管理執行であり、投票権を奪われた学生が投票できていれば、選挙の結果に異動を生じた。

10 投票所の開閉時間の変更は条例によらなければならないにもかかわらず、恣意的に投票時間が短縮されたことは、憲法第14条及び第31条、法第40条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項並びに国際規約第19条第3項ただし書違反である。また、仮に条例化が必要ないとしても、恣意的に国民の基本権を制限することになるものであるから、憲法第14条及び国際規約第19条第3項ただし書に違反する。

11 「選挙立会人となるべき者の届出書」に申立人を指定して提出したが、候補者は選挙立会人になれないとして拒否された。候補者が自分自身しか選挙立会人となるべき者を選択できない事情を尊重せず、他の候補者との不平等状態を発生させた法第62条第9項は、憲法第13条及び第14条違反である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書の提出を数次にわたり受けた上で慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、判例により、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（最高裁判所昭和61年2月18日第三小法廷判決）するとされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、同じく判例により、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（最高裁判所昭和29年9月24日第二小法廷判決）とされている。

当委員会は、主として以上の観点から、本件選挙が法第205条第1項の無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

1 申立ての理由1について

申立人は、市委員会が、ポスター掲示場の設置場所を表示した詳細な図面を交付しなかったこと、また、ポスター貼付けの請負のあっせんを行わなかったことをもって、申立人に対する便宜供与を怠ったと主張する。しかしながら、市委員会は、他の候補者と公平に同じ内容の図面及び一覧表を申立人に交付しており、また、同様の図面及び一覧表を交付したこれまでの選挙において、ポスターの掲示に支障が出た例はないのであるから、市委員会が申立人の要求する図面を交付しなかったことをもって、便宜供与を怠ったとは言えない。また、令第111条の2の規定は努力義務を定めたものであるから、市委員会がポスター貼付けの請負を業とする者の情報を持ち合わせていなかったため、あっせんを行うことができなかったとしても、同条に違反したとは言えない。

2 申立ての理由2について

申立人は、北方文化センターの使用申請に対し、市委員会から使用できない旨の通知が一旦なされたことについて、個人演説会の開催権を奪う目的の不利益供与行為であると主張する。また、当該通知が書面での通知ではなかったため、執行規程第7条に違反すると主張する。しかしながら、市委員会が同施設の使用ができない旨を一旦通知したのは、期日前投票所の入口が同じフロア内であったことから期日前投票への影響を懸念したためであり、当該通知を口頭で行ったのは、使用不可としたことを早期に知ら

せる目的によるものであったと認められる。また、市委員会は、その後の検討により、申立人の使用を許可することとしたため、結果的に演説会開催不能の通知は必要なくなったものであり、執行規程第7条に違反したとは言えない。

3 申立ての理由3について

申立人は、市委員会から選挙運動用ビラへの証紙貼付けを要求されたこと及び当該証紙貼付けについて便宜供与がなかったことにつき、信義則等に違反する旨主張する。しかしながら、市委員会は法第142条第7項の規定に則った手續を申立人に求めただけであり、また、当該証紙の貼付けについて、選挙管理委員会に便宜供与を義務づける定めはないから、市委員会に申立人の主張する違反はない。

4 申立ての理由4について

申立人は、市委員会が特別な理由なく告示日から投票日までの期間を7日間しかとらなかったことについて、法第33条第5項第4号に違反すると主張する。しかしながら、同号の「少なくとも7日前」という規定は、やむを得ない事情がある場合のみ7日前とする申立人の主張には根拠がなく、市委員会は、規定のとおり、7日前までに告示したのであるから、同条に違反したとは言えない。

5 申立ての理由5について

申立人は、市委員会発行の選挙公報において、余白が候補者の政見等掲載枠よりも大きいのは、公報条例第2条、公報規程第9条第3項等に違反すると主張する。また、当該選挙公報の規格及び様式の決定において、公報規程第9条第1項違反があったと主張する。しかしながら、市委員会は、当該選挙公報の規格及び様式を平成25年11月20日開催の選挙管理委員会において決定しているのであるから、公報規程第9条第1項違反はなく、また、結果として申立人の主張するような余白部分が生じたとしても、当該選挙公報に候補者の政見等を公平に掲載し、余白には選挙に関する啓発事項を適正に掲載の上、発行したと認められる以上、公報条例第2条及び公報規程第9条第3項に違反したとは言えない。

6 申立ての理由6について

申立人は、市委員会が記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことが、適正手續及び国際規約第25条違反であると主張する。しかしながら、申立人が主張するような集計結果の記録を義務づける定めはなく、市委員会がこれを行わなかったとしても何ら違法となるものではない。

7 申立ての理由7について

申立人は、選挙制度について憲法等違反の問題点を主張するが、前述のとおり、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。その際、問題とされるのは、選挙管理機関の行う具体的な管理執行の手續における違法等についてであり、選挙制度そのものの憲法等違反を理由として選挙無効を主張することはできない。

8 申立ての理由8について

申立人は、市委員会に対し、本件選挙に関する文書の情報公開を求めたが、速やかな開示がなく、信義則等に違反する旨主張する。しかしながら、情報公開の手續と本件選挙の手續とは関係がないので、申立ての理由とはならない。

9 申立ての理由9について

申立人は、選挙人名簿に登録されているにもかかわらず、20歳以上の学生の不在者投票及び期日前投票が拒否されていると主張

する。しかしながら、そのような事実があったことについての具体的な立証がなく、申立人の主張には理由がない。

10 申立ての理由10について

申立人は、条例によらずに投票所の開閉時間が変更され、投票時間が短縮されたことは違法であり、また、仮に、当該変更のために条例を定める必要がないとしても、変更を行うことは憲法等に違反する旨主張する。しかしながら、投票所の開閉時間の変更は、法第40条に基づき行うことができるので、条例を定める必要はなく、また、開閉時間の変更自体が憲法等に違反するという申立人の主張は、結局のところ選挙制度の問題に帰着するものであり、これについては、上記7で述べたとおり、選挙制度そのものの憲法等違反を理由に選挙無効を主張することはできない。

11 申立ての理由11について

申立人は、候補者が選挙立会人になれない制度が憲法に違反する旨主張するが、上記7で述べたとおり、選挙制度そのものの憲法違反を理由に選挙無効を主張することはできない。

以上のとおり、申立人の主張は、いずれも理由がなく、法第205条第1項に規定する選挙無効の要件には該当しないことから、本件選挙は無効とされるべきものではない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成26年7月15日

宮崎県選挙管理委員会  
委員長 後藤 仁俊